

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十号

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部未来へつなぐ文化活動ステップアップ補助金審査委員会の項を次のように改める。

県内文化団体つなぐイベント推進補助金審査委員会	県内文化団体つなぐイベント推進補助金に係る事業についての審査に関する事務
-------------------------	--------------------------------------

別表知事の部奈良県文化芸術振興奨学生選考委員会の項を次のように改める。

なら歴史芸術文化村修復工房使用者等選定委員会	なら歴史芸術文化村修復工房使用者等の選定に関する重要事項についての審査に関する事務
------------------------	---

別表知事の部奈良県ホテルを核とした賑わいと交流の拠点整備事業審査委員会の項を削り、同部奈良県農政推進会議の項中「奈良県農政推進会議」を「奈良県食と農の振興会議」に、「農業農村施策」を「食と農の振興」に改め、同部なら食と農の魅力創造国際大学実践オーベルジュ棟指定管理者選定審査会の項の次に次のように加える。

なら食と農の魅力創造国際大学校附属セミナーハウス指定管理者選定審査会	なら食と農の魅力創造国際大学校附属セミナーハウスの指定管理者の指定に関する重要事項についての審査及び建議に関する事務
------------------------------------	--

別表知事の部奈良県みつばち転飼調整委員会の項を削り、同部平城宮跡歴史公園歴史体験学習館の整備に関する検討委員会の項の次に次のように加える。

平城宮跡歴史公園南側地区の整備に関する検討委員会	平城宮跡歴史公園南側地区の整備に係る構想及び計画に関する重要事項についての審議に関する事務
--------------------------	---

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。